

I 研究科の案内

I. 人材養成目的

九州ルーテル学院大学大学院学則 第2条

本学大学院は、本学の建学の精神に則り、専門的な理論を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって人類の平和及び文化と福祉の発展に寄与することを目的とする。

建学の精神

キリスト教の精神に基づく人格教育を行う。
識見を高め、情操を養い、愛をもって平和を実現するために、神と他者と共に進んで奉仕する人を育成する。

ミッションステートメント

九州ルーテル学院は、キリスト教の精神に基づき、神を畏れ他者を愛する人格を養成すること、すなわち、ここに集うすべての者が、イエス・キリストを模範とし、学院標語である「感恩奉仕」を進んで体現する人となるよう育むことを使命とします。

本学大学院は、「感恩奉仕」を進んで体現する人として公認心理師資格を持つ心理専門職の養成を行います。

こころの問題に対する国民のニーズは、医療・保健、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働など幅広い領域で高まっています。このような状況を鑑み、本学大学院では、心理支援の国家資格である公認心理師資格を持つ心理専門職を育成します。さらに熊本の地域に貢献できる「幅広い臨床力」（支援力／対応力等）の向上にも注力します。

公認心理師とは

こころの健康問題は複雑かつ多様化していますが、さまざまな専門職や関係者と連携して心理に関する支援を行う国家資格は従来ありませんでした。2015年に公認心理師法が成立し、公認心理師という新しい心理の国家資格ができました。本研究科では公認心理師を養成するための教育を行います。公認心理師は、医療・保健、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の分野において、以下の業務を行います。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- (2) 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

2. 研究科、専攻の名称および学位の名称

本専攻の名称は、「障害心理学専攻」です。本学大学院では、「障害心理学専攻」の名称の元に、「発達障害」や「情緒障害」をもつ人に対する心理支援のできる人材育成を行ってきました。

公認心理師法が成立し、公認心理師という国家資格が創設された現在、そうした心理支援を行う人材は公認心理師資格を保持して支援に当たるのが質の高い支援を実現するために必須となっています。また、「発達障害」や「情緒障害」に対する支援は、医療や教育、福祉の分野で主に必要とされていましたが、それらの障害に限らず、こころの問題に対する国民のニーズは、医療・保健、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働など幅広い領域で高まっています。

このような状況を鑑み、本学大学院では従来の障害児（者）支援の伝統を発展させ、公認心理師資格を保持し、さまざまな領域での心理支援のできる人材を育成する目的で公認心理師養成を開始しました。

このように障害児（者）支援の伝統を発展させて公認心理師養成を行うという意味で専攻分野の名称を「障害心理学専攻」としています。また、研究科の名称を学部の人文学と同じく「人文学研究科」としています。

《英訳》

九州ルーテル学院大学大学院	Kyushu Lutheran College Graduate School
人文学研究科	School of Humanities
障害心理学専攻	Psychology of Disorders and Disabilities
修士（障害心理学）	Master(Psychology of Disorders and Disabilities)

3. アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）

以下(1)から(6)が入学者に対して期待する学生像です。

- (1) 公認心理師等の臨床心理専門職として支援を行うことに強い意欲を持っている人
- (2) 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の現場で地域貢献を志すことに強い意欲を持っている人
- (3) 対人支援において必要とされる基本的倫理意識（倫理観）を有する人
- (4) （要支援者やその関係者と良好な関係を構築する基本的能力である）社会人としての常識、良好な対人スキル、積極的に他者と良好な人間関係を構築する能力を有する人
- (5) 心理学および臨床心理学に関する基本的な知識、技能、研究の資質を有する人
- (6) 障がい児・者の支援に心理学の視点を生かしてアプローチすることに関心を持っている人

4. カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

- (1) 公認心理師等の臨床心理専門職として実際に支援ができる知識と技術を教育します。

そのために公認心理師試験受験資格に必要な科目を開講します。公認心理師の活動する保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働の5分野については、「保健医療分野に関する理論と支援の展開」、「教育分野に関する理論と支援の展開」、「福祉分野に関する理論と支援の展開」、「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」を開講します。心理アセスメントについては「心理的アセスメントに関する理論と実践」を、心理支援については認知行動療法と支持的療法を含む「心理支援に関する理論と実践Ⅰ」、精神分析療法に加えて SST やプレイセラピーなど臨床現場で実施されている様々な心理療法を含む「心理支援に関する理論と実践Ⅱ」の2科目を開講し、心理療法について重点的に教育します。実習については学内実習である心理実践実習Ⅰ～Ⅳ、学外実習である心理実践実習 A、B を設定しています。さらに家族、組織、地域社会に関する心理支援を学ぶための「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」、心の健康教育についての支援を学ぶ「心の健康教育に関する理論と実践」を開講しています。

- (2) 地域貢献のできる公認心理師等の臨床心理専門職を養成します。

地域貢献のできる公認心理師とは地域の医療機関や福祉施設、教育関連機関等で心理職に求められる態度を身につけている心理師のことです。それは具体的には社会人基礎力、学士力として知られている学力や態度に加えて、高度専門職業人としての心理学及び関連分野の知識と技能を身につけている人材のことです。

社会人基礎力、学士力とは、例えば、様々な立場の専門職とチームで働く力がそれに当たります。チームで働く力は、自分の意見をわかりやすく伝える力である発信力、相手の意見を丁寧に聴く力である傾聴力、自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力である状況把握力、ストレスに対処するストレスコントロール力などから構成されています。これらに関しては臨床心理専門職としての知識スキルに関した講義、実習、多職種連携に関する講義や実習が関係しています。

(3) 臨床心理専門職としての倫理を学びます。

心理支援に関する講義、実習科目である心理実践実習Ⅰ～Ⅳ、心理実践実習A、B等を通して臨床心理専門職としての倫理を学びます。

(4) 他者とのコミュニケーションおよび要支援者との関係づくりのスキル、多職種連携に関する教育を行います。

社会人基礎力、学士力、臨床心理専門職としての知識、スキルの習得に加えて、多職種連携の方法についての教育を行います。本学では精神保健福祉士および特別支援教育教員養成を行っており、両者にかかわる教員と連携し、公認心理師と精神保健福祉士、教員との連携を教育します。「多職種連携の実際」を開講しています。

(5) エビデンスに基づく支援ができるための科学者－実践者モデルの教育を行います。

科学者－実践者モデルとは、科学としての心理学に基づく研究を遂行する研究者養成の教育と臨床心理学実践者としての訓練を同時に行うという心理職養成のあり方です。研究については「心理学研究法」と「研究指導」を開講しています。

(6) 障がい児・者への支援の展開についても学びます。本学では障がい児・者への支援の伝統があります。この伝統については「障害者支援学」で学びます。本授業では、知的障害及び発達障害支援において公認心理師が備えるべきものとして、①乳幼児期からの臨床現場と現場における支援に関する制度や仕組み、②児童期／青年期を中心としたアセスメント等を含めた支援方法に関して学修します。

5. ディプロマポリシー（修了認定・学位の授与に関する方針）

本学大学院で大学院生の修得すべき知識や能力の基準は以下の通りです。

(1) 公認心理師等の臨床心理専門職として必要な知識と技術を身につけている

(2) 地域の現場で求められる技能・態度等（社会人基礎力、学士力、心理専門職としての知識やスキル）を身につけている

(3) 臨床心理専門職としての義務や倫理を遵守できる

(4) 臨床心理専門職として必要な他者とのコミュニケーションスキルおよび要支援者との関係づくりのスキルを身につけている。他職種の専門家と連携して業務を行うために必要な知識やコミュニケーションスキルを身につけている

(5) 心理学研究の方法論を学び、科学的な視点に基づいた論文を執筆することができる。また、心理支援職としての知識とスキルを習得している

(6) 障がい児・者への支援について心理学の視点を生かしてアプローチすることができる